

東京電力福島原子力発電所事故調査
委員会の報告書を受けて講じた措置
(事故後 10 年の統合版報告書)

内閣府(原子力防災担当)

令和3年6月

国会法(昭和 22 年法律第 79 号)附則第 11 項の規定に基づき、内閣は、毎年、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書(以下「フォローアップ報告書」という。)を国会に提出している。この文書は、東京電力福島原子力発電所事故の発生から 10 年に当たり、平成 24 年度からこれまでに国会に提出したフォローアップ報告書を統合したものである。

令和2年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の 報告書を受けて講じた措置

目次

第1章 本報告書の位置付け	1
第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講 じた措置	6
「提言2:政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組.....	6
「提言3:被災住民に対する政府の対応」を受けた取組.....	36
「提言4:電気事業者の監視」を受けた取組	81
「提言5:新しい規制組織の要件」を受けた取組.....	119
「提言6:原子力法規制の見直し」を受けた取組	161

第1章 本報告書の位置付け

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成 23 年法律第 112 号)に基づき国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「国会事故調」という。)は、東京電力福島原子力発電所事故の調査・提言を行うことを目的として平成 23 年 12 月 8 日に発足し、平成 24 年 7 月 5 日に国会の両院議長に報告書(以下「国会事故調報告書」という。)を提出した。

国会事故調報告書には、東京電力福島原子力発電所事故の直接又は間接の原因の究明等の調査結果のほか、原子力に関する基本的な政策並びに当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての提言が盛り込まれている(表1)。国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法(昭和 22 年法律第 79 号)附則第 11 項において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨が規定されている。

この規定に基づき、内閣は、平成 24 年度以降毎年、国会にフォローアップ報告書を提出してきた。本報告書は、東京電力福島原子力発電所事故の発生から 10 年に当たり、これまでに国会に提出したフォローアップ報告書を統合したものである。

なお、各提言を受けて政府として講じた措置や関連施策について、より詳しく報告している白書等を「関連白書等」として提言ごとに付記している。

表1 国会事故調提言

提言1:規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1)この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2)この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3)この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4)この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言2:政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

- 1)政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。
- 2)放射能の放出に伴う発電所外(オフサイト)の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。
- 3)事故時における発電所内(オンサイト)での対応(止める、冷やす、閉じ込める)については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

提言3:被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

- 1)長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

- 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。
- 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

提言4: 電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言1に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。
- 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。
- 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。
- 4) 以上の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

提言5: 新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高い独立性: ①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。
- 2) 透明性: ①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。
- 3) 専門能力と職務への責任感: ①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野で

のグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。 外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。

③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターナルルール」を当初より、例外なく適用する。

4)一元化:特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

5)自律性:本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

提言6:原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

1)世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

2)安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

3)原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

4)新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること(いわゆるバックフィット)を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

提言7:独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として(原子力臨時調査委員会(仮称))を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。

表2 国会法(抄)

国会法(昭和 22 年法律第 79 号)

附則第 11 項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律(注:東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法)の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

○「関連白書等」に係る凡例

- | | |
|---------------------------|--|
| ・防災白書 | … 「防災に関してとった措置の概況」及び「防災に関する計画」 |
| ・原子力規制委員会年次報告 | … 原子力規制委員会年次報告書 |
| ・東日本大震災からの
復興の状況に関する報告 | … 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 |
| ・エネルギー白書 | … エネルギーに関する年次報告 |
| ・環境白書 | … 「環境の状況」及び「環境の保全に関する施策」
「循環型社会の形成の状況」及び「循環型社会の形成に関する施策」
「生物の多様性の状況」及び「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」 |